

# 令和4年度第3回 市民動物園会議

## 会 議 録

日 時：2023年2月16日（木）午後1時開会  
場 所：円山動物園動物園プラザ

## 1. 開 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 定刻となりましたので、始めます。

初めに、事務連絡でございますが、本日は、河合委員、高宮委員、滝口委員の3名から所用のためにご欠席との連絡をいただいております。

それでは、当園の神園長からご挨拶を申し上げます。

○事務局（神円山動物園長） 皆さん、こんにちは。

連日の大雪、そして、気温が低い日が続いておりますけれども、今年度第3回目となります市民動物園会議にお集まりいただき、ありがとうございます。

前回の11月の会議から3か月がたちましたけれども、この間、シンリンオオカミの雌2頭が鹿児島市平川動物公園から来園しております。そして、ホッキョクグマですけれども、雌のリラの繁殖のため、旭山動物園からの雄のホクトが移動し、現在、この2頭の同居も順調に進んでおります。それから、アジアゾウの出産については、早ければ来月を見込んでおります。現在の状況については会議の最後に皆様にご報告させていただきたいと思っております。

ここ最近の来園者数になりますが、さっぽろ雪まつり開催期間に合わせ、当園では、毎年、スノーフェスティバルというイベントを開催しております。今年は海外からの来園者も増え、コロナ禍前の活気が戻りつつあります。

本日は、動物福祉部会、認定動物園支援部会からの検討結果の報告など、審議事項が盛りだくさんとなっております、長時間にはなりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（佐々木経営管理課長） それでは、以降の進行につきましては吉中議長にお願いいたします。

## 2. 議 事

○吉中議長 皆さん、こんにちは。今日もどうぞよろしく願いいたします。

今、園長からご説明がありましたとおり、今日の市民動物園会議は第3回目となります。次第は1から7までありますけれども、1から3が昨年6月に市長から市民動物園会議に対して諮問のあったもので、それぞれの部会で議論され、今回、皆様のご意見を賜り、うまくいけば答申案としてまとめることとなります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速、次第に沿って進めます。

まず、動物福祉部会からの報告についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（池田飼育総括係長） 円山動物園動物福祉部会の審議状況についてご説明させていただきます。

スライドで動物福祉に関するイメージを映し出しながら説明しますが、基本は資料1-1に沿ってご説明していきますので、紙資料をご覧ください。

まず、一つ目は、動物福祉部会の担当事務について改めて確認させていただきます。

動物福祉部会の担当事務は大きく三つあり、（１）が動物福祉規程に関する事で、円山動物園における動物福祉規程の策定、又は改正に関し調査審議し、及び意見を述べる事、二つ目が動物福祉の評価に関する事で、円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組について評価を行い、及び意見を述べる事、三つ目が動物園条例第14条第1項ただし書き規定に関する審査で、簡単に言うと、教育活動を行う上での触れ合いについて、動物福祉の観点から審査を行っていただくということです。

次に、2の動物福祉部会に付託された諮問事項です。

令和4年6月17日付で札幌市長より市民動物園会議に諮問された事項のうち、動物福祉部会に付託された事項は、動物園条例第8条に基づく動物福祉規程案についての審議となります。

次に、開催状況です。

これまで、昨年9月から3回の会議を開催いたしました。その中で、動物福祉部会に付託された動物福祉規程案及びそれにぶら下がる福祉基準、安楽死処置実施ガイドラインや評価などについてご審議をいただきました。開催方法はいずれもオンライン会議で、市内に在住される委員は動物園にお越しいただき、市外の委員はオンラインでの参加でした。

裏面をご覧ください。

4の部会に付託された動物福祉規程案の審議結果についてです。

これまでの3回の会議による議論を経て、第3回会議において、資料1-2にあるとおり、円山動物園動物福祉規程案について承認をいただきました。資料1-2が動物福祉規程案になりますが、時間の都合もありますので、ここですべてを読み上げることはいたしません。資料1-1に概要を掲載しておりますので、そちらでご説明いたします。

動物福祉規程案については、日本動物園水族館協会、通称JAZAの動物福祉規程を参考にし、円山動物園の実情に合った内容に整理しております。

第1条から第8条までありまして、第1条が目的、第2条が動物福祉の向上に向けた責務ということで、栄養、環境、健康、行動、精神状態という五つの領域に関する動物福祉基準を整備することとなっております。

第3条が動物福祉の自己評価ということで、年1回以上の自己評価を行います。その際には動物園内で動物福祉評価委員会を組織することを定めております。

第4条が教育及び触れ合いについて、第5条が調査研究について、第6条が関係法令の遵守について、第7条が安楽死処置についてです。安楽死処置を検討する場合の規定を定め、実際に実施決定するまでのプロセスを定めるということで、この規程にひもづく形で安楽死処置ガイドラインを別途作成いたしました。

最後が第8条の市民動物園会議による評価で、自己評価を行った後、市民動物園会議に提出し、審議していただくこととなります。

続きまして、5に移ります。

その他の審議事項についてです。付託された審議事項については、動物福祉規程案だけ

ですが、それにひもづく動物福祉基準などについても審議していただきました。

(1) が円山動物園動物福祉基準になります。

動物福祉規程第2条第1項に基づく動物福祉基準を資料1-3に別添として付けております。こちらはかなりボリュームがあり、ここで全てを読み上げませんが、概要を載せておりますので、そちらをご覧ください。

動物福祉基準につきましてもJAZAの基準を参考にし、円山動物園独自の事項を取れ入れた内容としております。第1条が取組の原則、第2条が用語の定義、第3条が良好な動物福祉の実現を妨げる行為の禁止、第4条が動物の栄養に関する基準、第5条が飼育環境に関する基準、第6条が健康に関する基準、第7条が行動に関する基準、第8条が精神状態に関する基準、第9条が動物の管理に関する基準です。

続きまして、(2)の円山動物園安楽死処置ガイドラインについてです。

動物福祉規程にひもづく形で具体的に安楽死処置を行う際の手順を定めたガイドラインを作成いたしました。

資料1-1の3ページの(2)の1行目が間違っております。「動物福祉規程第3条第3項に基づく動物福祉基準(案)」となっておりますが、こちらは誤りで、「安楽死処置ガイドライン(案)」となります。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

こちらは、資料1-4になります。

すべてを読み上げず、概要のご説明だけさせていただきます。

安楽死処置については、従来は、その動物のケースごとに判断していましたが、この度、ガイドラインを策定したことで、統一した考え、流れの下で安楽死処置までのプロセスを決めることとなります。

まず、動物福祉規程第7条の規定に該当する場合に安楽死処置に関する検討を発意いたします。次に、園内で安楽死処置検討会議を開催し、安楽死処置が必要かどうかを検討いたします。その会議の結果、安楽死処置の必要性が高いと判断した場合、動物福祉部会に意見を求めます。最後に、検討会議の結果と動物福祉部会の委員のご意見を踏まえ、園長が安楽死処置の要否を決定します。

最後に、(3)の動物福祉に関する評価についてです。

動物園条例第8条第2項及び動物福祉規程第3条に基づき、動物園では動物福祉に関する評価を実施する必要があります。その実施方法についても動物福祉部会で検討していただき、現時点においては、資料1-5のとおり、実施する予定です。

資料1-5をご覧ください。

評価の方法ですが、3段階に分けております。まず、1次評価ですが、実際に動物を飼育している飼育担当者が自分の飼育する動物についての考え方や取組の整理を評価いたします。そして、飼育マニュアルや飼育日誌などの記録や資料を整理いたします。次に、2次評価として、動物福祉評価委員会を組織し、その委員会の中で動物種ごとに飼育担当者が1次評価で実施した評価結果や各種記録や資料を用い、その評価結果についての評価を

行います。更に、共通する設備や動物園の体制に関してなど、全体的な評価を行います。そして、3段階目として、外部評価ということで、動物福祉部会の委員から第三者の目で評価していただきます。

最後に、6の今後の予定です。

2月中、本日の市民動物園会議で動物福祉規程案を検討していただき、本案で問題ないと判断いただいた場合は、2月中に動物福祉規程を決裁の上で制定したいと考えております。その後、3月中に自己評価を実施し、4月から6月に外部評価として動物福祉部会の委員による評価を行ってまいります。

自己評価と外部評価については、業務の都合上、後ろにずれる可能性があります。こういった予定で考えております。また、随時、安楽死処置に関する意見照会や触れ合いに関する審査についても動物福祉部会の委員にご意見をいただいたり、審議していただく予定です。

動物福祉部会の審議状況についての説明は以上となります。

○吉中議長 今、部会での審議状況、承認された規程、基準、ガイドライン、評価の方法についてご説明をいただきました。どこからでも結構ですが、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○相原副議長 非常に分かりやすかったです。1点です。

規程の第8条で市民動物園会議による評価についてです。今後の予定を最後に説明していただきましたが、どのタイミングで入るのか、現時点でどういう予定なのかを教えてくださいいただけますか。

○事務局（池田飼育総括係長） 評価についてですが、3月中に各飼育員による1次評価を行い、年度明けの4月から6月に評価委員会での2次評価を行い、それが終わった段階で外部評価ということで委員に来ていただきたいと考えております。

外部評価の時期は2次評価を終えてから速やかに行いたいと考えておりますが、委員のご都合によるかと思っております。

○事務局（神円山動物園長） 補足いたします。

基本的には部会に評価していただくことになっておりますけれども、市民動物園会議を通じ、こういったことになりましたという報告を申し上げます。ですから、実際の評価は外部委員にお任せするという事です。

○吉中議長 ほかにございませんか。

○有坂委員 動物福祉規程に出てくる「良好な動物福祉」の「良好な」というのは基準に沿ったものを言うという理解でいいのでしょうか。

○事務局（池田飼育総括係長） 基準については五つの領域から細かく作っているのですが、この基準全てを満たしていれば絶対的に良好な動物福祉の状況にあるとは言いきれません。そうしたケースが多いとは考えられますが、規程の文言全てを守っていれば、それさえしていればよいということではなく、動物種ごとに、その個体ごとに飼育員が見

て良好な状態が保たれているかを確認することになります。

○有坂委員 「良好な」ということが分かったような分からないような、曖昧なイメージだと感じました。説明しにくいのかもかもしれませんが、説明があったほうがいいと思いました。基準に沿っているということが前提なのでしょうか。

○事務局（小菅参与） 「良好な」というのは極めて曖昧模糊としているという印象だと思いますけれども、まさにそのとおりで、生き物の生活の状況は、年齢も含め、いろいろなことで変化します。その中でこの項目がクリアしていれば良好としてしまうと、飼育する側の安心感でしかなくなります。よりよい状況を目指すという意味で言いますと、「良好な」という表現しかないのです。

例えば、ある果物が好きな動物がいたとします。それに対して、これまで季節ごとに3種類のものを与えていました。季節的な変化もつけ、これでいいかなと思うのですけれども、さらに研究して、もうちょっとバラエティーを持たせることができると分かったとします。そして、そのほうが極めてよいと感じられたら、その段階では数種類増えた段階が良好となります。とはいいながら、季節変化があるということを実感させ、動物に暮らしてもらおうと思ったら、幾らブドウが好きだといっても、ブドウの取れる時期に合わせて給餌します。これが良好ではないかという、そんなことはないのです。

ですから、「良好な」という言葉を使わざるを得ないのです。全部が物理的なことで決まっていくわけではありません。それに、心の問題をどう捉えるかは捉える側によっても違って難しいのです。ですから、何だ、このアバウトな言い方はというのはおっしゃるとおりなのです、こういう表現しか思いつかないということですし、検討した方たちもそういう考えで「良好な」という言葉を使ったと思っています。

ただ、毎年、報告させていただく中で、これを良好と言っているけれども、劣化しているのではないかという判断はできると思います。そうした皆さんの判断でこれは良好であるということを頭の中で組み立てていただいて、その時点で評価していただければと考えております。

○有坂委員 その姿勢という感じなのではないでしょうか。より良好になるように丁寧にケアしている状態が「良好な」ということですか。

○事務局（小菅参与） はい。

○吉中議長 この規程があって、今まさにご説明があった具体的なものを基準として定めていて、それを毎年評価することで向上を目指していくということかなと思いました。

ほかにございませんか。

○松原委員 福祉基準の逐条について質問します。

動物の健康に関する基準の第6条第2項についてです。

用語の理解力が足りず、質問をお許しいただきたいと思います。

第2項のウの避妊や去勢のことで、個体数管理が必要とされる場合ということですが、具体的に言うと、動物園の場合では施設といいますか、設備の大小が主になるのでしょうか

か。

例えば、犬や猫などは2匹から3匹で、豚だとおっばいの数だけ子どもが生まれますよね。1回の出産によって出生数の増減があり過ぎるからそういった処置をせざるを得ないのか、どんなケースが個体数管理で必要とされている条件なのか、お尋ねしたいと思います。

それから、母体によっては、健康上の理由から、去勢などの制約が入ってくるのかな、遺伝子異常ということもあるかと思います。

それから、第3項の終生飼育の原則についてです。希少な野生動物の保護増殖という用語についてです。一般論からすると絶滅危惧種というのでしょうか。北海道で言ったらシマフクロウも道東の辺りまで行かないと生息していないというようなことも聞いておりますが、そうした絶滅危惧種を指しているのでしょうか。

そして、次のページの(7)の記録の保存についてです。2行目に飼育員による観察と記録によって一定の期間の長期にわたって保存することとありますが、一定の期間という表現です。こうせざるを得ないという察しはつきますけれども、細目には定めがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○事務局（植田動物診療担当課長） 第6条（2）ウの避妊や去勢についてご説明いたします。

個体数管理が必要とされる場合は、おっしゃっていただいたとおり、施設の大小にも関係しますが、動物園で飼育している多くの動物種は野生の動物であることから、繁殖がなかなか難しいものが多いということがあります。その中においても繁殖が比較的容易であるものについては、施設の大きさに対し、数が多くなり過ぎる場合があります。割合としては少ないですが、そういったものは避妊や去勢を行うというイメージです。

○事務局（小菅参与） 補足いたします。

そのほか、種によっては国内全体で物を考えなければならないということもあります。例えば、円山動物園で繁殖させなくても、ほかの園館で繁殖させることで、次世代などで繁殖個体群が劣化していくことがないものについては繁殖制限せざるを得ない場合があります。

その繁殖個体群をつくり出したときの野生由来の個体、これを創始個体と言うのですが、Aという個体の子どもがものすごく増え、BやCの個体が少ないとします。でも、その遺伝子を持った個体を増やさなければいけないとき、非常に繁殖が良好だったAでも繁殖を止めるということもあります。円山動物園で飼育しているのがAの個体だったら繁殖させることができません。そういう場合に繁殖制限するといいますか、去勢するということがあります。どちらかという、そういうような判断で繁殖させられないというものが多くなってきつつあります。

なお、これまでは去勢する、卵巣割拠するという方法でしたが、最近はパイプカットをして、本来の生活を維持させ、交尾させても妊娠させない状況をつくり出し、繁殖制限す

るということも考えられております。ただ、今後、ますます繁殖制限は行わざるを得なくなる状況があります。一方、絶対に繁殖させたいもので、通常の交尾、妊娠が起きない場合には、人工授精などに試み、何としても遺伝子を残すということもやっていかなければならないと思っております。

○事務局（山本飼育展示課長） 次に、終生飼育の原則についてです。

基本的には飼育動物すべてとなりますが、希少な野生動物の保護増殖を行う場合を除きというのは、野生に戻す必要がある個体を飼育している、あるいは、それを繁殖しているといったものに該当するので、基本的にはすべての動物が終生飼育の原則に該当すると理解していただければよろしいかと思います。

次に、記録についてです。

特に5年や10年という決めはありません。実際のところ、パソコンで入力して、サーバーに保存されるので、かなり長い年月は保存されております。

○吉中議長 ほかにございませんか。

○高松委員 動物が逃走した場合のマイクロチップの件について確認します。

資料1-3の動物の管理に関する基準の第9条の(1)のオです。動物が逃走した場合の発見率の向上を図るため、名前やマイクロチップなどをつけるということですが、例えば、ウサギなど、逃走してもそんなに問題のない動物にもマイクロチップをつけるのでしょうか。

これは全部の動物にマイクロチップや名札をつけるのか、確認いたします。

○事務局（山本飼育展示課長） 実際のところ、マイクロチップを埋めているものもいますし、埋めていないものもいます。ただ、個体を識別しなければならないので、その方法の一つとしてマイクロチップがあるということです。例えば、耳環をつけて個体を識別するというのもありまして、基本的にはほとんどの動物は個体識別ができる措置を取っているということです。

○吉中議長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 それでは、次の議題に進みます。

思いついたことがありましたらそのときにおっしゃってください。

もう一つの認定動物園支援事業部会からの報告についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 私からは認定動物園支援事業部会の審議状況についてご報告させていただきます。

資料2-1、資料2-2、資料2-3となります。資料2-3には別表1と別表2がついております。主に資料2-1と資料2-2を使ってご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料2-1をご覧ください。

先ほどの動物福祉部会と同様、部会の担当事務や市長から部会に付託された諮問事項、会議開催状況を掲載させていただいております。

認定動物園支援事業部会は、2の付託された諮問事項、太字になりますけれども、動物園条例第10条に基づく認定動物園制度に係る認定要件及び助成制度案について、会議開催状況にありますとおり、5回にわたる会議を開催し、審議してまいりました。その結果、裏面になりますが、4の審議結果についてのところに記載しているところで、資料2-3の認定動物園制度に係る認定要件及び助成制度答申案の承認をいただいたところです。

その概要資料ということで、資料2-2を作成しており、皆様にお配りしております。こちらで答申案の内容を確認してまいります。

なお、資料2-1の5に前回の11月に行いました市民動物園会議でいただいたご意見の検討結果を載せております。それも併せて説明してまいりますので、横に置いて見ていただければと思います。

それでは、資料2-2をご覧ください。

昨年11月の中間報告でもご説明しているところがありますが、改めて確認させていただきます。

まず、表題に認定制度の名前についてですが、仮称、さっぽろの動物園Step Up（ステップアップ）制度と書いております。これは、部会の最後のほうでこの制度の総称としてこの名前がいいのではないかということで確認したものです。

この制度の概要についてご説明します。

左上の目的です。この制度は、条例では動物園の健全な発展を図り、もって生物多様性の保全に寄与させるために実施します。直接的効果として、条例対象の動物園であることを認定して公表すること、認定動物園の取組を助成金などで支援することを行うために位置づけております。

その制度の位置づけ、考え方については、網かけした枠内に（1）から（7）まで列挙しておりますが、特に（1）の認定は一定のレベルに達したところを認定すること、（3）の動物園が努力している取組が認められ、上を目指し、階段を上がっていける仕組みとする、（6）の認定要件を満たさない施設、条例対象外の施設についても門戸を広げ、チャンスを提供する仕組みを設けるということで、認定制度と連動させて運用することなどしました。特に（7）の動物福祉に関する認定要件は、部会でもどのような内容にすればよいのかという点について非常に議論になったところです。しかし、検討の結果、動物福祉に関する要件は研究が十分に進んでいない多種多様な野生動物を対象としておりますことから、具体的な数値を示し、基準を設定することは現状では困難であり、良好な動物福祉の確保のためにどのような姿勢で何に取り組んでいるのか、また、今後の取組においてどのように向上していくつもりかを見て評価していくことが適当ではないかという視点で、認定要件などを検討してまいりました。

左下に認定区分と認定要件をまとめた表を載せております。

まず、区分の名称についてですが、前回、三つに分けた区分のうち、一番上をA認定動物園とし、真ん中をB認定動物園、一番下を準認定動物園としてご説明しました。

ここで資料2-1の会議意見の検討結果のところをご覧ください。

次のページの二つ目となりますが、認定区分の名称は、Bが標準的な動物園で、Aは特別、優良な動物園という位置づけと思うが、Bがレベルの低い動物園だと見られるので、そう見られないようなネーミングの工夫が必要。また、準認定という言葉から、条例対象外であるにもかかわらず、認定対象と思われるようなネーミングではないかというご意見がありました。

部会で検討した結果、右のとおり整理しました。

一番上の区分は、条例に動物園の定義がありますが、それに該当するだけでなく、第2章に保全活動や動物福祉のために行うことなど、いろいろな規定がありますが、それにしっかりと取り組んでいる優良な動物園であると位置づけ、優良認定動物園としました。

そして、真ん中の区分ですが、条例の動物園の定義に該当する動物園であるということを確認する位置づけで、何もつけずに認定動物園とし、これが標準的な、一般の認定されるべき動物園というものになります。

さらに、一番下の区分です。これは条例対象外ですが、認定を目指して頑張ろうという施設であり、市の支援を求めているところになりまして、これを準認定施設という名称に整理しました。認定動物園に該当するためにはあと一歩取組が足りないけれども、認定動物園を目指す施設として市の支援を受ける対象施設とするということです。

なお、条例対象であるとの誤解を受けないよう、前は準認定「動物園」という名称にしていますが、「動物園」ではなく、「施設」として整理しました。「準認定」という言葉は残っていますが、認定動物園という真ん中の区分の一つ下、準じるという意味合いからとなります。

なお、行政的な手続きでいきますと、準認定施設については、認定するというのではなく、あくまで市の名簿に登録し、認定を目指してもらおうという位置づけで整理しました。

引き続きまして、会議意見の検討結果の前のページに戻りまして、一つ目の意見の検討結果をご説明いたします。

前回、動物福祉への配慮があまりできていないのに、1種だけ繁殖できていれば域外保全が認められ、1種でも調査研究や教育活動ができていれば認定されるというような制度でよいのかは疑問が残るというご意見がございました。

そこで、部会では認定動物園の動物福祉に関する要件に以下を追加しました。趣旨としては、動物を飼育することに対する姿勢のほか、実践的かつ広がり期待できる取組を認定要件とすることとし、現状では終わらせず、良くなるよう改善に取り組む機運を高めることができると考えまして、追加の要件としては、下線を引いたところですが、動物園の組織全体の取組指針をまとめたものにおいて良好な動物福祉を確保する意思が確認でき、公表されているという文言を加えました。これで市民や利用者から取組状況やどういう考

えを持っているかが分かりますので、その前提でその施設を見るという状況が生まれてきます。ですから、公表したとおりに取り組まなければ説明責任などが問われてくるため、自ずと公表した方向に進むことを期待するものです。

それから、2点目の飼育マニュアルを1種以上整備しということについてです。1種以上整備しているとともに、今後増やしていく予定があることを意思表示していただくことを要件に加えております。

そして、3点目の1種以上の飼育動物について動物福祉を定期的に評価するということですが、その結果に応じた改善に取り組んでいることをしっかりと見ます。

このように整理いたしました。

次のページの最後の意見ですが、調査研究について、情報の収集、記録、分析、考察などが要件となっているが、それらの活動が成果として共有されていないのでは不十分なのではないか、それは部会で議論されているのかというご意見がありました。

その時点では部会では特に議論しておりませんでしたので、直後の部会で話をして、優良認定動物園の要件に、研究成果をインターネット等の不特定多数が閲覧できる場所に置いて公表すること、また、記録された研究データが動物種、研究内容等の分類で整理され、データ及び紙媒体等の資料を検索することができるよう、長期的に保存されていることという文言を加え、関係の大学、研究機関などの活動団体等が活用できるようにする趣旨といたしました。

これらも含め、整理した要件の一覧は、資料2-3の別表1でそれぞれの区分に応じてまとめられております。一つ一つの説明は割愛させていただきますが、内容について質問等があれば後ほどお願いしたいと思います。

資料については、資料2-2にお戻りいただき、右側の記載に移りますが、ここには認定のときの手続きについて書いております。

右下の支援内容をご覧ください。

各区分に応じて広報や情報提供、保全活動連携協議会の活動で取組連携の対象になるか、会議出席ができるかどうか、研修会に参加できるかどうか、研究発表に参加できるかどうか、助成金が当たるかどうかを丸バツで表記しておりますが、優良認定動物園と認定動物園との違いは助成金で、上限が100万円か50万円かです。また、準認定施設との差は、保全活動連携協議会の活動の中で野生動物の保全の取組を一緒になって取り組むことはまだできないけれども、会議に出席したり、研究発表を傍聴したりできます。一方で、研修会、技術指導などを直接受ける対象にはなりませんし、助成金も受けられないという違いがあります。

続きまして、裏面をご覧ください。

助成金の交付制度の概要をまとめておりまして、真ん中の助成対象事業のところをご覧ください。

①から④までに大きく分けて、こういった事業に助成金を出します。一つ目は、野生動

物の保全に関する調査研究です。ここでは良好な動物福祉の確保につながるものも助成対象とします。しかし、調査研究以外、例えば、動物福祉向上のためになるので、施設の構造を変えたいということに助成金は出ません。

②は保全への意識を醸成して行動を促すための教育活動です。③は生息域外保全のための累代飼育です。④は生息域内保全に関するもので、例えば、生息地の調査をし、その調査データを保全活動に活用するというものになります。

次に、助成対象経費について列挙しておりますが、対象外とする経費を整理しております。動物の購入費や事務所や活動拠点の家賃、光熱水費、飲食費、建設費、日常的な事務作業に使う文房具類、運営事業者内部の会議で使う図書や用品などで、これらは事業者の基本的な運営を補助するような意味合いになります。しかし、今回の助成金は運営を補助するものではなく、条例でやりましようと言っている保全活動や動物福祉向上のための取組をなかなかできていないところを少しでも先に進めていただくための活動を対象にしており、これらは対象外にしております。

右側に助成率の上限を載せております。また、取消しすることもあるということに掲載しております。

右下の助成金以外については前回の資料にも掲載しておりましたが、再度掲載しております。広報や協議会についてはこのようなものを行うと紹介しております。

以上が認定制度に関する検討報告になります。

次に、今後のスケジュールについて、資料2-1の最後のところでご説明します。

今日、市民動物園会議が終わった後、ご意見を踏まえた答申を受け、札幌市庁内で認定や助成に関する要綱を作成します。ただ、認定制度は動物園条例の規程が施行されていないものとなりますので、未施行になっているものをいつから施行するかを市長が規則で定めるのですが、その手続きをしまして、早ければ4月から条例が全部施行され、認定制度も開始されるという見込みとなります。そして、そうなりますと、申請の受付が始まり、認定された動物園が出てきましたら研修会や協議会などを進めていくこととなります。

以上が認定動物園支援事業部会の審議状況についてです。

最後に、認定制度と別の話になりますが、今日、テーブルの上に配付させていただいておりますが、動物園条例のパンフレットやリーフレットができましたので、見本版として印刷したものを配付しております。

それから、紙媒体のほかに、動画も制作しております。三つあり、概要版ということで短くまとめたもの、それから、詳細版ということで、規定されている条文を説明しているもの、そして、子ども向けのものです。

今日は2分弱の概要版をこの場で見ていただけたらと思います。

[ 動 画 上 映 ]

○事務局（森山調整担当係長） 以上になります。

これをホームページで公開するほか、テレビやほかの媒体で流します。

ほかに、詳細版、子ども向けのものもホームページにアップしますが、学習したい、動物園条例について知りたいという団体や個人に提供するような使い方をしていこうかと考えております。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○吉中議長 動物園支援事業部会の審議状況、そこから出てきた成果についてご説明をいただいたほか、今後の取組の中で広報の資料等についても見せていただきました。

まずは、部会の審議状況や結果についてご質問やご意見などをいただければと思います。前回の市民動物園会議でいただいたご意見を踏まえ、その後、部会を2回開催し、そこで前回から変わったところを説明していただいておりますが、何かありましたらご質問をお願いいたします。

○高松委員 認定を受けた動物園や施設については3段階あり、それらを一覧表にして公表するのか、ネットや紙媒体かは分かりませんが、それについて確認します。

○事務局（森山調整担当係長） ホームページ上に認定動物園というページをつくる予定で、そこに一覧で載せます。さらに、その動物園の取組を詳細に紹介するページも今後つくる予定です。

紙媒体で配付する予定はなく、まずはホームページです。あとは園内の掲示板などを使って現在の認定動物園の一覧ですということで掲載することはあろうかと思えます。

○高松委員 その掲載は準認定施設も含めてということなのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） そうですね。広報に丸がついておりますが、認定を目指して頑張っています、取組内容はこういうものと紹介しようと考えております。

○吉中議長 ほかにございませんか。

○有坂委員 今のことに関連したことです。

行政の大きな役割としてルールをつくること、そして、お墨つきを与えることがあると思います。市民としては行政が言っているのだったら安心だということがあるとする、今のことに若干引かかりました。準認定施設の名前を挙げることでそこを認めているような印象を与えてしまうのかなと思うのです。いま一歩だと言われているにしても、名前が載っているということで、きちんとした施設だと捉えられないか、懸念されます。

また、それに関連して、更新についてです。5年間の認定期間があり、その後、更新することになるかと思うのですが、その基準です。先ほどの「良好な」ということに関わってくるのですが、その5年間でよりよくしたかどうかが問われますよね。でも、それを評価するのは結構難しいのかなと考えました。それに、それがしっかりとしていないと「良好な」ということが実現されていないとなるのかなと思うのです。どんな基準をつくっておくと更新に値するのか、そうしたことが話されてきたのか、教えていただければと思います。

○事務局（森山調整担当係長） 更新のときも最初に申請するときも要件は一緒です。そのとき、先ほど言われたように、現状、いい、悪いという評価だけで認定するのではなく、悪かったところをどのように改善するかを考えていなければ、形骸化することもあるでしょうし、悪く言いますと、やっていますとだけ言っており、実はやっていないということもあるかもしれません。ちゃんとやっているかの記録や現場で何かを施した様子を見ます。

これは更新のときも同じで、その施設がちょっとでもよくなっていないと認めないということではなく、取組がちゃんとあるのかどうか、申請時と同じ要件を満たしているのかをチェックすることになります。

ただ、列挙した要件については現状でここまでやっていればいいというものです。でも、時代によって、全国的に一般化しているものがあれば追加していきますし、改善することは想定されます。

それも踏まえ、5年に1回は見直す予定ですので、要件が厳しくなっていく、具体的にくなっていくということはあるかと思いますが、そういう改善を加えながら札幌市のレベルをちょっとずつ上げていくというイメージです。要件が同じであれば、申請時も更新時も見ると同じポイントは一緒だということです。

○有坂委員 ということは、前の5年間の成果といいますか、今後増やしていく予定であるということが書かれているわけですが、それがなされているかは判定基準にならないということですか。

○事務局（森山調整担当係長） 厳密には見ることになるでしょう。今後予定していると言っているものをどこまでやっているかを判断するため、前回と更新時で見ることになります。ただ、全てがよくなっていないと更新すらできないということではありませんし、それだと基準が上がってしまったということになりますよね。5年間でいい形で更新してもらうようにしないとイケませんが、見るところはそういうところとなります。

○事務局（佐々木経営管理課長） リストの公表についてです。

今回、認定動物園制度は、我々が動物園を指定し、あなたのところは優良認定動物園だ、認定動物園だとするのではなく、申請してもらったものを認定することになります。ですから、準認定施設となったとしても、我々札幌市、円山動物園が考えている動物園の在り方に賛同していただいた上で手を挙げていただくことで、そういうところと一緒にやっていきたいという思いがありますので、そういうことから準認定施設であったとしても同じ仲間として評価していきたいということです。

○吉中議長 ほかにございませんか。

○太田委員 さっぽろの動物園のStep Up制度は、あくまで、行政の仕組みとしてつくっているものなのか、それとも、動物園全体としてこういう制度をつくったから市民の人に広報したい、認知したいということなのか、教えてもらえますか。

○事務局（森山調整担当係長） この制度は、動物園のために支援するということがありますけれども、同時に、動物園はこうあるべきだという条例ですから、そういう取組をや

っていると伝えることで市民に動物園というものを認識してもらいたいとも考えております。ですから、札幌市民に広く、今よりも、動物園というのはこういう施設だという認知度が上がることも目標にしていまして、市内に限らず、市外、全国にこの考えを広めていきたいと思っております。

統計として把握できるのはどこまでとなるかは分かりませんが、いずれにしても浸透しているかは見ていきたいと考えているところです。

○太田委員 それに関連して、これまでにあった二つの質問とも重なるかと思うのですが、助成金以外の支援内容として広報や園内掲示、イベントを想定されていますよね。私が想定しているこういうところが応募してくるだろうなと思っている市内の動物施設となりますと、こういうことをしなくても人がある程度行っているし、施設設備もそろっているというイメージがあるような気がするのです。そのため、認定動物園と認められることで助成金がもらえる以外にも市民に知ってもらえる広報をしてもらいたいなと思いました。

○吉中議長 先ほど3分の動画がありましたけれども、パンフレットやリーフレットもご覧いただいて、改良点やお気づきの点があればお知らせください。

ほかにございませぬか。

○松原委員 制度の概要の図解の一つ目と二つ目について質問いたします。

制度をつくって、支援する側と受ける側がかみ合えば、保全活動も含め、積極的に、活発に、アクティブな活動につながる5年間になると思います。先ほどは申請ありきだという分かりやすい言葉もありましたが、見極めるためには、助成金も含め、ハードルがとんでもなく高いということになっているのか、概要をつくったほうとしては大変な苦勞をされたと思うのですが、僕の見えない部分を感じたので、質問します。

優良認定動物園は別にしても、認定動物園と準認定施設の経営体力が見えないのです。貧しい施設だということで、どういうところから劣化していくかという衛生環境ですよね。

助成金の要件が2ページにあります。野生動物の保全活動等の促進のためとあります。保全活動と言っていますから、保護するということですよ。それから、安全、ある意味では、補償も伴うということだと思っております。野生動物に対しての保全活動というか、その施設の空気や水も含め、それらもあって保全活動が体系化されていくと思うのですが、そうしたことも入っているのかを確認したいなと思っております。

2点目は、助成対象についてです。②に野生動物の保全への意識醸成と教育活動とあります。そして、対象外のものとしては運営事業者の内部会議での図書、各種用品とあります。例えば、円山動物園もそうですが、保育園児や幼稚園児などに対する分かりやすいパンフレットがあればありがたいわけですね。認定動物園となりそうなところでも既にやっているかもしれませんが、ボトムを広くするためにはそうした幼児や児童生徒の教育用の図書は、内部資料ではないから、大丈夫なのではないでしょうか。

そして、1ページの準認定施設の枠外に米印で準認定とはという中に条例第10条と第

4条とあり、準認定施設の中では保全活動としての協力体制はやぶさかではないのでしょうかけれども、基本理念と生物多様性の保全という二つから成り立っていると思うのです。それらは準認定施設であっても理解するということが基本的にはなければならないと思うのですが、そのウエートです。第4条の趣旨はそうだと思うのですが、そうした意見を申し上げておきます。

○事務局（森山調整担当係長） 1点目の自然環境が入っているかですが、助成対象の目的として、野生動物の保全活動等と言っている中に自然環境を整えることが入っているかということでしょうか。

○松原委員 はい。

○事務局（森山調整担当係長） 対象としているものは動物を保全するために必要な調査研究で、大切なのだ、ここを守らないとこの生き物は死んでしまうということを教えるための教育活動としておりまして、自然環境というのは施設整備のイメージになりますよね。調査研究として、どういう環境が必要なのか、この環境だと何がいけないのかという研究をする中では、試行錯誤するための部材、照明については助成対象となるかと思えます。しかし、環境をよくして、動物がいい状態にするというための施設整備は助成対象外となります。

○事務局（神円山動物園長） 詳しく説明します。

基本、動物を飼育して、展示することは基本的なことです。水を変えない、温度が適切ではないというのであれば、動物園や水族館は運営してはならないのですし、それに対して助成するというものではありません。そうではなく、狭い施設けれども、こうすることで動物福祉がよくなる、そのためにこんなことを試したいというものが対象になってくるということです。ですから、施設としてやるものは助成対象としていないという考え方です。

○松原委員 ちょっとこだわっているのですが、申請を上げてくるところの経営体力が見えないのです。そこから派生する事柄にあれやこれやがある気がするのです。準認定施設であっても、経営体力、環境も含め、見極めるというハードルがないのかということが頭にあったということでした。

○事務局（森山調整担当係長） 次に、2点目の子どもたちの教材用の図書は入るのかですが、それは対象になるという理解で大丈夫です。

3点目の準認定施設の第4条の市の責務についてです。

今、画面に条文を出しましたが、札幌市は条例に定める理念にのっとり、動物園における生物多様性の保全に関する取組を推進するための施策を総合的に策定し、実施するということです。準認定施設は条例の対象外になる施設なので、そこには何もしませんということではなく、そう導いていき、札幌市の動物園における保全の取組をもっと促進するための施策として準認定施設も対象にして、巻き込んで、一緒になってやっていくということが市の責務であるということを考えての制度といたしました。

この条例に規定されていることだけにのっとれば、優良認定動物園と認定動物園だけを対象にしたものを考えればいいかもしれませんが、そうではなく、気持ちがあってもできないところ、気持ちはないけれども、もしかしたらこの条例に賛同して取り組んでくれるかもしれないというところを誘導していこうという考えです。

○吉中議長 最後のポイントは大変重要だと私は思いました。

条例の第4条で生物多様性の保全に関する取組を推進するためということが市の責務として書かれてあり、それを具体化する意味で準認定施設の認定要件のトップに生物多様性の保全への寄与を目的に運営していることと明確に書かれておりますので、準認定施設についてもこの条例の趣旨に沿ったものを目指している施設でもあと一步、そこを目指している施設だということになるのかなと思います。

それが有坂委員のおっしゃったこととも絡みまして、準認定施設として公表することで、あと一步なのにPRしていいのかということだと思えますけれども、むしろPRすべきだと私は思っています、それは生物多様性の保全へ寄与を目指しているわけで、ぜひ認定施設へと引っ張り上げようという趣旨で始まったとも思っております。

もう一点、野生動物の保全活動等の促進のための助成ということについてです。

ちょっと議論がすれ違っているところがあったかと思いますが、飼育環境としての自然環境をどうしっかりと担保するのか、それは園長がおっしゃったように、必要な飼育環境を整えるのは動物園がすべきことだということでご理解をいただければと思いますが、ここで言っているものはもう少し広いと私は思っていて、助成対象事業の④で生息域内保全に関するもの（生息地調査も含む）とありますよね。理想的なことを言うと、動物園がどこかの保護区を購入し、しっかりと管理していくというようなことも将来的にはあってもいいのかなと思って聞いておりました。

ほかにございませんか。

○相原副議長 保全活動連携協議会について、現時点でどういうイメージなのか、教えていただければと思います。

認定されるということは保全活動連携協議会のメンバーに選ばれるということだと理解しています。そのとき、うまく回すのは結構難しいところがあって、工夫が必要だと思います。過去の実績といいますか、似たような取組をやられているのか、ほかのところでのひな形があるなど、5年間の運営イメージがあるのでしたら教えていただければと思います。

○事務局（神田山動物園長） 他都市では例がありません。そもそも、条例も含め、札幌市の先駆けの取組となります。

その上で保全活動連携協議会のイメージについてですが、幸い、円山動物園は、環境局の組織となっています。同じ局の中に環境都市推進部という地球温暖化や気候変動の対策をやっているところもありますし、生物多様性を所管しているところもあります。そういったところもメンバーに入ってもらい、札幌市の野生生物でもレッドリストに登録されて

いるものもあります。円山動物園で飼育しているものだけではなく、地域で絶滅に瀕しているものもありますので、そういったことに関し、動物園、水族館が入り、一緒に保全しようというところもメンバーとなります。

そのため、この連携協議会は札幌ならではのものができる可能性があると思って、楽しみにしています。

○吉中議長 ほかにございませんか。

○栗木委員 動物園と水族館も含まれるということですよ。札幌市内の動物園、水族館は、現状、何施設ぐらいあるのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） これまでも言ってきましたが、野生動物種を飼育、展示している施設の中でこの条例の取組をしているなどというところではサンピアザ水族館があります。また、市が設置している施設ですけれども、豊平川さけ科学館があります。それから、今年の6月か7月にできる大通の新しい水族館は、教育にも力を入れますと言って公表されていますし、情報交換をさせていただいているのですが、条例の取組はぜひやっていきたいという話がありまして、その3施設くらいです。

○吉中議長 ほかにございませんか。

○有坂委員 この条例のパンフレットなどをつくり、広報されるということでしたが、英語版などをつくれる予定はあるのでしょうか。

先ほど、動物園に来ていらっしゃるお客さんを見掛けましたが、恐らく、海外からの観光客が多かったように思いました。そういう意味でも、せめて英語版があるといいかなと思ったのですが、その予定はあるのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 現状ではありませんでした。予算もかかりますが、工夫すればつくれるかと思しますので、今後検討したいと思います。

なお、今回つくったパンフレットは条例の施行に合わせて公表します。早くて4月以降ですが、それをやりつつ、準備が整い次第、どこまでできるかを考えながらということになるかと思えます。

○事務局（神円山動物園長） 動物園条例自体の英語版は公表しております。

○吉中議長 ほかにございませんか。

パンフレットにも話が及びましたけれども、今の時点で気がついたことがあればお願いします。

○太田委員 子ども用のパンフレットを拝見させていただきました。ここがすごく悪いというわけではないのですが、飼育員と子どものやり取りのストーリーがありますが、あまりに大人の想定している子ども過ぎます。いい子過ぎるといえるか、答えを導き過ぎているところがあります。

例えば、ゾウのふんの仕組みを調べているものがありますよね。そんな汚いものは見たくないなど、子どもの素直な反応といいますか、余白があればよかったなというのが感想です。

必要なことを説明し過ぎてしまっているのでは、子どもが考える余白がないと思わせてしまう印象を受けました。ここがよくないというわけではないのですが、全体を通して見たとき、ちょっと教育的過ぎるかなと思いました。

○吉中議長 時間的な余裕はまだあるかと思しますので、ぜひ検討していただければと思います。

今日、これを配られて、この場でというのはなかなか難しいと思しますので、お時間があるときにご覧をいただいて、今のようなご意見を動物園に寄せていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

○有坂委員 すごく細かいことですが、こういう配付物をつくるとき、UDフォントやUDカラーなど、ユニバーサルデザインのものを使ったほうがいいのかなと思いました。そこに気をつけていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 特定の基準に照らしてということは仕様には書いておりませんが、そういうことにも配慮しての制作についてやり取りしております。ただ、色合いが悪いところがあるかもしれません。

また、先ほど吉中議長から意見を寄せてくださいということがありましたけれども、これは完成しております。ただ、動物園側のほうで直すことができるところは直した上で印刷することはできます。その範囲でできるだけやりたいと思います。

○吉中議長 微修正は可能ということですので、ぜひお願いします。

それでは、次の議題に移ります。

今ご報告していただいた両部会の結果、生まれた動物福祉規程、認定動物園支援制度に係る認定要件と助成制度について、市長から諮問を受けているわけですので、答申をいたします。

資料3をご覧ください。

行政の硬い文章ですけれども、市民動物園会議に諮問していただいているので、皆さんの同意が得られれば市民動物園会議の名前で市長宛てに今ご説明していただいた二つの部会の成果を答申させていただきます。

お気づきの点があればお願いいたします。

もしご同意をいただけるのであれば、これで答申させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中議長 それでは、時期はまだはっきりと決まっておりませんが、体裁等を整えた上で札幌市長にお渡しいたします。

皆様のご協力、どうもありがとうございました。

続きまして、第1次実施計画の進捗状況及び第2次実施計画の策定についてです。

ビジョンの実施に当たってつくられた実施計画がどこまで来ているのか、次の計画につ

いての説明を事務局からお願いいたします。

○事務局（藤崎経営係長） 私から第1次実施計画の進捗状況及び第2次実施計画の策定についてご説明をさせていただきます。

初めに、第1次実施計画の進捗状況についてです。

本日、お手元に第1次実施計画の冊子をお持ちいただいているかと思しますので、これと併せて資料をご覧ください。

資料4-1のA4判横のものです。

第1次実施計画は、改めてのご説明になりますけれども、円山動物園の運営の指針である円山動物園基本方針ビジョン2050というものを具体的に進めていくためのいろいろな取組をまとめた計画であり、計画期間は令和元年度から令和5年度までとなっております。

計画の進捗状況についてですが、冊子の36ページをご覧ください。

計画の推進に当たってとあり、(1)で数値目標を定めて設定し、進行管理を行うことになっております。またのところで、進捗状況は、適宜、市民動物園会議に報告し、ホームページでも市民に報告するとありますので、今回は、これに基づき、令和3年度分についてご報告させていただきたいと考えております。

それでは、資料4-1に沿ってご説明いたします。

2の重点項目の進捗状況です。

重点項目としては保全、教育、調査・研究、リ・クリエーション、動物福祉の大きく五つの項目がありまして、それぞれの項目ごとに取組の数値目標として指標を設定し、2018年度のものから2023年度までに達成することとしております。

まず、保全についてです。

冊子では24ページです。

保全を推進ための事業、取組についてありまして、これらの数値目標を真ん中辺りに載せております。これと同じものを資料4-1にも載せております。

まず、飼育展示していく動物種の考え方に基づく推進種や希少種の繁殖した種の数です。累計で2030年度までに10種とすることになっております。2020年度は、オランウータンなど、8種の繁殖に成功してありまして、2021年度は4種増えまして、シマフクロウ、ラオスモエギハコガメ、ニホンザリガニ、ヒラセガメの繁殖に成功しましたので、累計12種となり、目標を超えました。

次に、生息域内保全活動の実施回数です。いろいろな調査などを行うというものですが、2020年度は56回です。動物園ではコウモリの調査を以前からしており、32回ということで多かったのですが、2021年度は、コロナの影響もありましたが、園内でのコウモリ調査を頻繁に行っており、161回であり、トータル176回の活動実績であり、目標を上回ることができております。

そのほか、外来植物の駆除回数11回とありますが、園内でセイヨウタンポポが増えて

おり、この駆除を行っておりますし、野生動物の調査をしたり、シンポジウムや展示会なども行ったりしております。

続きまして、教育の項目です。冊子では26ページです。

数値目標は、園内における解説やガイドの実施数として、動物ガイド、または、総合学習で解説を行った件数です。目標は1,350回です。コロナの影響による臨時休園もあり、2020年度は329回と前年度より大幅に振りました。しかし、2021年度は2020年度よりは増え、435回でしたが、2021年度も臨時休園や来園者数を制限した時期などもあり、回数が伸びず、このような結果となっております。

次に、総合学習等の受入れ人数です。2023年度までに1万人としております。しかし、こちらもコロナの影響などで2020年度は2,883人でした。ただ、2021年度は、コロナの影響はあったものの、小学校などによっては園と学校を結ぶオンラインでの総合学習の依頼もあり、5,576人まで増えてきましたが、目標は達成しておりません。

続きまして、裏面の調査・研究です。冊子では28ページです。

指標としては学会等で調査・研究内容を発表した回数となっております。2020年度は2回です。これもコロナの影響ですが、皆さんが集まって会議を開くものが中止されたということがあります。ただ、2021年度は、オンライン会議などで発表する機会があり、10回となっております。

次に、調査・研究内容の情報発信です。2020年度と同じく3回行っております。エゾシカの意見交換会や海鳥の報告です。

続きまして、リ・クリエーションの取組です。冊子では29ページです。

冬季の来園者数は11月から3月までのものですが、2023年度までに30万人を目標としております。しかし、コロナの影響があり、2020年度は13万人でした。2021年度は、コロナの感染が落ち着きましたが、15万8,888人です。多少増えておりますけれども、厳しい結果となっております。

次に、来園者の満足度の向上ですが、毎年向上を目指していくことにしておりますけれども、98%、97%という水準を維持しております。

続きまして、動物福祉の項目です。

ハズバンドリートレーニングの実施種別で、目標は35種ですが、2020年度は22種でした。しかし、2021年度は、ライオンとハイエナのトレーニングに成功し、24種となっております。

最後に、動物福祉評価です。先ほどの議題にございましたけれども、動物福祉規程が設置された後、来年度に評価を実施していく予定ですので、2021年度までは準備中という評価としております。

第1次計画の進捗計画については以上となります。

コロナの影響などもあり、厳しい状況です。保全の項目については目標を達成しているのですが、それ以外の項目については目標達成には至っておりませんので、最終年度とな

る来年度に目標を達成できるよう、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○吉中議長 続いて、第2次実施計画の策定案についてのご説明もお願いします。

○事務局（藤崎経営係長） 資料4-2をご覧ください。

今ご説明した第1次計画とも重なりますが、計画期間が来年度までで終了します。ですから、第2次計画の策定をする必要があります。1は先ほどご説明した内容と重複します。冊子にありますように、保全、教育、調査・研究、リ・クリエーション、動物福祉などの取組を進めていき、来園者数の推移や動物園の収支見込みなども計画に見込んでおります。

次に、第2次実施計画の策定についてです。

第1次計画が来年度で終了しますので、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画を令和5年度末までに策定することで準備しております。第2次計画は、第1次計画の達成状況を踏まえまして、重点項目をさらに推進するための取組を掲載するほか、昨年6月に制定された動物園条例に基づく取組、あるいは、先ほどご審議をいただきました認定動物園制度などを新しい取組として盛り込んでいければということで検討をしているところです。

策定スケジュール案ですが、今月から園内で実施計画の取組内容についての検討を進めており、4月以降に動物園以外の札幌市役所内の関係課との協議をして、進捗状況については市民動物園会議に報告させていただきます。また、夏頃を想定しておりますが、企画調整システムという札幌市の中で重要な施策や計画を策定するときに財政局やまちづくり政策局などの部門と協議する会議を開催するのですが、そこにこの計画案を提出し、審議することになっております。そして、最終的な案が固まりましたら市長、副市長にご説明し、12月の札幌市議会の総務委員会に議案として提出し、審議していただくことを予定しております。なお、その案は動物園会議でもご報告させていただきます。

その後、年明けの令和6年1月頃に一般市民から意見を募るパブリックコメントを実施し、そこでの意見を反映、検討した上で来年度末までに第2次計画を策定いたしますが、最終なものは市民動物園会議に報告させていただきます。

○吉中議長 ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○有坂委員 これまでの数値目標と実績についてご紹介をいただいたのですが、保全と調査・研究について、すごく積極的に取り組まれているなという印象があります。その要因は何なのでしょう。これまでコウモリの調査を実施してこられたということですね。研究の積極性を感じるのですが、その意識とといいますか、こういうことで積極的にやっている、あるいは、連携ができ、そこの関係でよりできるようになったなど、進んでいる状況について何かあれば教えていただけますか。

○事務局（神円山動物園長） 幾つか要因がありますが、まずは人です。過去にいろいろとあって、動物園の体制として、これまでの動物飼育の担当者について、動物専門員という新しい職員の採用制度に変わりましたので、動物のことを大学や専門学校で学んだ人たちがそろっています。それも、若いメンバーです。ですから、自分たちでいろいろなこと

を考え、例えば、保全についても、現地のことを知りたい、そこに直接関わりたい、あるいは、いろいろな団体との関係もだんだん築けてきています。また、大学などからも依頼が最近では来まして、動物園からいろいろな発信できるというメリットもあるかと思うのですが、過去から比べるとかなりいろいろなところからの情報が入ってきていますし、私たちが一緒にできるような体制が出来上がってきているとも考えています。

○有坂委員 評価されるべき部分だと思います。これがどんどん強化され、動物園全体のことや動物福祉など、いろいろなものにつながっていく期待が持てるなと思いました。

○吉中議長 ほかにございませんか。

○松原委員 積極的な活動の目安となるものを見せていただき、本当にありがとうございます。2020年度の数値は参考になりました。

その中で教育についてです。

下から2番目に園内における解説やガイドの実施数とあります。コロナの影響を受けての来園者減少などの背景もあると思うのですが、その中で小学校とのテレワークなども行って来たということですね。正面から入ると、今日もありましたけれども、ご意見箱がありますよね。何でもかんでも書かれていると思うのですが、来園者数が減るから影響があるのでしょうか。

また、円山動物園では昔からガイドボランティアを一生懸命やっていますよね。町内会のおばちゃんもやっていて、えっと思うくらい年齢の高い人もボランティアガイドをやっているのですが、自信を持っていて、あの動物は元気なんだよ、あの動物は転園して、ちょっと寂しいということも言っていました。

現状、不足しているかは分かりませんが、ガイドの強化について、外国語でのアナウンスも含め、強化しようとしているものはあるのでしょうか。

○事務局（池田飼育総括係長） ガイドボランティアについては、昨年度末にボランティアの数が減ってきましたので、今年度に募集をかけまして、30名ほど増加し、現在75名がいらっしゃいます。かなり大所帯になったところです。

新しい方も増えましたし、ガイドしていただくに当たって動物たちのことを知っていただく必要がありますので、今年度は、古くからいらっしゃる方たちもそうですが、各動物種に関して動物専門員からの研修会を何回か開催しております。

そして、人前で多くの人に分かりやすく解説するという意味での研修会も動物園職員と一緒に開催し、分かりやすいガイドができるようにということでガイドボランティアの皆さんのガイド力向上も図ろうと取り組んでいるところです。

○松原委員 私は小学校の学校評議員をやっておりまして、子どもたちと話す機会が多いのですが、円山動物園に最近行ったかいなんて聞くと、低学年の子は自由奔放で、楽しいなというのとともに、円山動物園の発展的な話をするのです。でも、円山動物園に行ったかと聞くと反応がほとんどないのです。例えば、オオカミが来たよ、ホッキョクグマが入ったのだよと言っても盛り上がらないのです。

今、動画の時代に入っているから、社会の転換点かもしれません。テレワークもコロナの影響で拡大になりましたが、本物を見る体験です。

青森の美術館が開館したとき、見に行ったのです。とんでもない世界の絵があって、びっくりして見ていました。自分で回る分には自分の知識しかないのですが、学芸員に声をかけますと、私をご案内していいですかという前置きがあったのですけれども、それで3倍も5倍もありがたかったのです。青森弁で世界の絵画を案内するのですよ。とんでもなく楽しかったです。

絵の見方も覚えますし、作家のことも分かりますし、先ほども言った余白も教えてくれます。僕は函館出身でなまっているのですけれども、青森の人はもっとなまっているのですが、楽しいのです。

円山動物園といったら、あの楽しいところねと思ってもらえるようにすることです。ウェブ上で見ることで実物の動物を見たという気持ちになるかもしれませんが、実際の動物に触れるのはこんなに魅力的なのだとお父さんやお母さんが教えて、夏休みにでも行こうかとなると待ち遠しいという気持ちになるのでしょうか。そういう気持ちが低学年にはあるということをお伝えしておこうと思います。

○吉中議長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 第2次計画の策定に当たって皆さんからご意見を賜ることがあるということですので、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

次に、円山動物園に関する令和5年度の予算案についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(藤崎経営係長) 円山動物園に関する令和5年度の予算案についてご説明させていただきます。

今週の月曜日から札幌市議会の第1回定例会が開催されており、来月3月10日までに検討され、札幌市全体の予算が審議され、議決されるわけですが、本日はそのうちの動物園関係の予算案について、現時点でのものをご説明いたします。

資料5をご覧ください。

まず、歳入ということで、動物園関係で入ってくる収入の内訳です。

上段に科目があり、その隣に令和5年度当初予算とあります。こちらが令和5年度の予算額で、4億4,239万9,000円となっております。令和4年度の当初予算と比べても大きくは変わっておりません。

主な内容についてご説明いたしますと、入園料が大きく、4億円ほどを見込んでおります。ただ、こちらはコロナ前の額をベースにしており、コロナの影響で来園者数が大幅に減っておりますので、令和3年度の決算は1億6,000万円くらいとなっております。

上から四つ目の寄附金(ふるさと納税を除く)です。令和4年度補正で1,000万円の金額があるのですが、昨年6月に動物園応援基金を設置し、いろいろな寄附金を積み立

て、将来の動物園の施設改修、あるいは、認定動物園制度の助成金の財源として活用するものとしていましたけれども、寄附が増額になることを見込み、令和4年度の1,070万円に1,000万円を足し、2,070万円となっております。

令和5年度は、1,946万9,000円のうち、1,200万円が基金への寄付金として見込まれております。

次に、歳出についてです。

令和5年度の当初予算は16億3,946万9,000円です。令和4年度当初予算は9億7,000万円でしたので、かなり大幅な増額です。動物園運営管理費が基本的な動物園の運営に係る経費で、令和5年度は6億6,000万円ほどです。前年度は約6億4,700万円でしたので、大きく変わっておりません。この中で動物園経営費というもので令和5年度は6億3,946万9,000円がありますが、令和4年度補正で4,500万円があります。これは、電気代とガス代がかなり高騰し、動物園も獣舎の暖房や温かい地域に暮らす動物は暖房代などがかかりますが、当初の予算では足りず、動物園以外の施設もそうですが、昨年12月に補正予算を組みまして、増額して対応したところです。

これで何とか年度内の光熱水費は賄えるの見込んでおりますけれども、今年も非常に厳しくなっております。いろいろな節約の取組をした上ですが、増額して対応したということです。

次に、アジアゾウの飼育技術向上・繁殖推進費です。令和5年度は650万円で、令和4年度当初予算では610万円でしたが、4,900万円増額しております。これは、アジアゾウが妊娠し、早ければ来年3月に出産予定だからです。ただ、現在のゾウ舎では、子ゾウがプールに転落してしまう可能性がありますし、柵は成獣サイズで幅が広いので、頭を挟めてしまうなど、危機管理の対応が必要で、象舎の改修費用として見込まれております。工事は今月から進めており、3月までに終了する見込みです。

その下の動物園応援基金の造成費です。令和4年度は9,300万円でした。これは寄附金やふるさと納税で寄附していただいたとき、用途を選べるのですが、その中に動物園を支援するという項目があり、それを選んでいただいたものが充てられます。令和5年度はふるさと納税で8,100万円、それ以外で1,200万円を見込み、9,300万円としております。令和4年度は、6月に基金を設置したときに1億1,000万円を見込んでおりましたけれども、来年度も同じぐらいの額を見込んでいるということです。

最後になりますが、動物園施設整備費です。下から2段目の動物園基本計画事業費です。これは令和4年度予算から大幅に増えたもので、8億6,400万円となっております。この内訳は類人猿館の改築費です。類人猿館は令和3年度から3年間かけてリニューアルする工事を行っており、来年度は最終年度で本体や施設の中の設備関係も全て完成させる予定であり、前年度より大幅にも増えています。類人猿館は今年の10月末に建物が完成し、その後、中の飼育環境を整え、オランウータンを移動させ、ならし、来年春に一般公開するというスケジュールで進めています。

令和5年度の予算案については以上です。

○吉中議長 今ご説明していただきましたが、ご質問がありましたらお願いいたします。

○太田委員 光熱費の高騰の話がありました。皆様の家庭でも財布を痛めているご家庭が多いと思うのです。光熱費や餌代、獣舎を新しく整備する際、建築資材の価格が高騰し、予想より高くなってしまったということが今後も考えられると思うのですけれども、そのときは補正予算で補おうと思っているのか、寄附金を増やしていこうとしているのか、そうしたビジョンは持っておられるのでしょうか。

○事務局（藤崎経営係長） 現在も高い水準で、来年度もすぐに元の水準まで下がらないだろうと見込んでおりますけれども、高騰が続く場合は関係部局と協議した上で、補正予算で対応することになるかと思えます。

○吉中議長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 続きまして、新着・出産・転出等の動物についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（植田動物診療担当課長） 資料6の転入・転出・繁殖・死亡動物について、令和4年11月1日から令和5年2月6日までのものについてご説明します。

まず初めに、恐縮ですが、訂正がございます。

2の転出動物の状況の内容のところですが、レッサーパンダ雌1点搬入となっておりますが、搬出です。申し訳ございませんが、ご訂正をお願いいたします。

まず、転入動物についてです。

11月2日、レッサーパンダ雌1点が大森山動物園から転入しております。小百合という名前の個体です。同日付で大森山動物園と交換となっております。

11月7日、ホッキョクグマ雄1点が旭山動物園から転入しております。ホクトという名前です。園長から話をさせていただきましたが、円山動物園で生まれで当園で飼育されている雌のリラとの繁殖を目指しています。

12月12日、シンリンオオカミ雌2点から平川動物園公園から転入しております。お客様からご要望が多かったシンリンオオカミの展示を再開することができております。当初、オオカミは群れ内の順位争いが激しく、当園の施設で繁殖を行っていくことは困難と考えていましたが、雌2頭であれば動物福祉を保ちながら飼育が可能であるため、再開となりました。

転出については先ほど申し上げたとおりです。

3の繁殖動物の状況です。

この期間に出生した動物はおりません。

4の死亡動物です。

11月3日にオナガドリの雌1点、11月5日にシナワニトカゲ性別不明1点、7日、エゾモモンガ雄1点が死亡しております。また、11月9日にはイヌワシ雌1点が死亡し

ております。このイヌワシは正門から程近い猛禽舎で展示していましたが、肺炎と顎の骨折で治療してありましたものの、残念ながら、死亡してしまいました。11月11日、ニホンザルの雌が死亡しております。子宮筋腫と診断されています。14日には、ペレンティーオオトカゲ、15日にはニホンザル雄1点、23日にはエゾユキウサギ雄1点が死亡しております。特に、ニホンザルは、12月27日の雌1点、そして、下の方になりますが、2月2日の雄の個体も死亡しております。なお、雄で序列1位の中松という名前のものが死亡しております。高齢化のため、様々な病気で死亡するものが増えております。

戻りまして、1月7日にチビトガリネズミ性別不明1点、9日にジャノメインシガメ雄1点、12日にシロチャボ雄1点、14日にショウジョウチャボ雌1点が死亡しております。18日にはチビトガリネズミ1点、30日にはオオジシギ雌1点が死亡しております。

以上、高齢動物が多いこともあり、そのほか、様々な疾病などにより死亡数が多い状況ではありますけれども、初めにご説明しました動物の導入を進めてきていることでもあります。そのほか、繁殖にも取り組んでいるところです。妊娠が確認されたアジアゾウのほか、ゴマフアザラシ、そして、先ほど同居を始めているホッキョクグマをはじめ、新たな繁殖が期待されておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

○吉中議長 ご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、動物の状況に関連して、先ほどアジアゾウがもうすぐ出産ということがありましたけれども、そのことについてのご説明をいただけるとのことです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(山本飼育展示課長) それでは、アジアゾウの出産について、簡単ですが、動画も交えてご紹介したいと思います。

パールという雌の個体でして、今、19歳です。初産となります。ミャンマーでも出産経験はなかったはずです。

去年の9月から10月くらいにエコー検査で妊娠していることが判明しました。

気になる出産日はいつなのかですが、実は幅がありまして、半年くらいもあります。早ければ3月2日でして、本当にもうすぐです。遅くても9月2日ぐらいには生まれるのではないかと推測しています。

妊娠していると増えてくるホルモンの数値を測っています。週2回くらい採血しているのですが、その数値が妊娠直前になるとがくんと落ちます。それを調べているということです。

どこで出産させる予定かです。この場所は分かりますか。手前ではなく、奥の柵の向こう側で産ませる予定です。こちら側のメインの放飼場には親子がいます。向こう側の見えないほうということです。

乳房も比較しています。一番上が一昨年8月の状況です。房というくらいの膨らみは

ありません。しかし、これを見ると一目瞭然です。今年の2月2日、かなり大きくなって  
いまして、これが妊娠しているという一つの証拠となっています。

これがトレーニングの様子です。足に鎖をつけています。これは何のためにやっている  
のか、皆さんは分かりますか。万が一のためといいますか、ゾウと人が同じ空間に入らな  
い飼育方法を取っていきまして、難産だったというときでも中に入っていけないのです。で  
すから、このスペースに連れてきて、繋留ができるようにして、そういった場合に備え、  
直腸のマッサージをして刺激を与えられるようにしているということです。

そして、出産前の話になりますが、今、おなかの外側からエコー検査しているのですが、  
直腸からもすることができるようです。そうできればより胎児をはっきりと映し出すことが  
できまして、それにチャレンジしようとしているところです。

最近、やっところまでできるようになったという感じです。こんなに早くできるよう  
になるとは思いませんでした。

これは、水で洗っているところです。ゾウの飼育員が夜遅くまで頑張っていてトレーニング  
してくれているおかげでここまでできるようになっています。

ゾウ舎の改修をする予定で、今月下旬からとなります。子どもが挟まったりする危険が  
あるので、そうならないよう、フックのところにチェーンをかけたりの改修をする予定  
です。

プールですけれども、そこに落ちて、けがをしたり、溺死する可能性もあります。そこ  
で、くいとロープを張ります。高いですけれども、1メートルくらいとなります。そうす  
ると、子どもは通れないですが、お母さんはまたいで通れます。

これはほかの動物園のものですが、子ゾウ用のシュートをつくる予定です。そこで採血  
したり体重を測ったり、体のケアをしたりするところがないので、そうしたものを新しく  
つくる予定です。

このように今準備を進めております。私たちとしても初めてのことで、ドキドキですけ  
れども、頑張っていていきたいと思っています。

○吉中議長 大変興味深いご説明でした。どうもありがとうございます。

時間が超過してしまい、申し訳ございませんでした。

以上で予定していた議事は終了となります。

全体を通して何か言い残したことはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 最後は、すごい大変そうな気がしましたが、楽しみにしたいと思います。

それでは、以上をもちまして市民動物園会議の議事を終わります。

進行を事務局にお返しします。

### 3. 閉 会

○事務局(佐々木経営管理課長) 長時間のご審議、ありがとうございました。

先ほど吉中議長からもご説明していただきましたが、答申書は準備ができ次第、動物園会議から市長宛てに提出させていただきたいと思います。

次回の本会議は、5月中旬から6月下旬頃の開催を予定しております。開催が近づきましたら改めてご都合の確認をさせていただきたいと思います。お忙しいこととは存じますが、引き続きご協力をよろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上